平成２２年（フ）第８６号
秋田県湯沢市若葉町９番10号　コーポラス若葉Ｂ103
債務者　柴田　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４７３号
北海道二海郡八雲町立岩39番地　松原ＡＰ４号棟１号室
債務者　成田　雅夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７６号
函館市銭亀町210番地232
債務者　村上惠美子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
岐阜県大垣市南若森町２丁目54番地
債務者　長瀬　一公
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２６８５号
愛知県小牧市大字小牧3522番地　山北宿舎２棟203号
債務者　山本　寛也
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４０３号
さいたま市北区日進町２丁目882番地　デルニアコート201
債務者　橋本　健司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
新潟県長岡市寺泊小屋場8900番地99
債務者　大倉　邦文
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
新潟県長岡市寺泊小屋場8900番地99
債務者　大倉　和代
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
新潟県三島郡出雲崎町大字小竹206番地
債務者　田口るみ子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
新潟県小千谷市千谷川１丁目10番11号　千谷川ハイツ２号
債務者　幸路　俊照
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２５４４号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治五番館703号
債務者　鍛冶　裕子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５９３号
愛知県尾張旭市井田町２丁目８番地
債務者　佐藤　辰巳（旧姓杉戸）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６４号
愛知県岡崎市土井町字南赤部内３番地　エクセル土井Ａ―101
債務者　黒川ゆかり（旧姓木俣）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
岡山県倉敷市川西町16番26号
債務者　藤本麻衣子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
岡山県総社市中央５丁目８番地104
債務者　角田　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４８６２号
東京都渋谷区広尾４丁目１―14―806
債務者　野村かえで
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２１５号
大阪府八尾市大竹５丁目39、住民票上の住所大阪府松原市南新町３丁目11番49号
債務者　竹内　康之
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部